

資料 1

議会改革検討会議中間報告書

(案)

令和2年12月 日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において、議会基本条例の見直し等について検討した結果を、次のとおり報告する。

1 趣旨

神奈川県議会基本条例は、平成20年12月に制定し、議員や議会の使命、役割はもとより、議員間討議、知事等の反問、予算調製や基本計画等の策定過程での議会への説明努力義務を明記するなど、先進的な内容が盛り込まれている。

しかし、条例制定後10年以上が経過し、昨年の台風15号や19号では、県内各地に甚大な被害をもたらす災害が連續して発生し、また、本年には新型コロナウィルス感染症の感染拡大など、近年、危機的事象が連續して発生しているところである。

そこで、これを契機に、今後も発生が懸念される危機的事象にどう対処していくべきか、県議会として議会基本条例にどう位置付け、どのような備えをしておくべきか、議会改革検討会議において検討するよう、令和2年7月9日開催の団長会において、議長から当会議に付議された。

また、これに加え、全国的にも先進的な取組である本県議会のＩＣＴ化の取組については、これをさらに推進し、効率的な議会運営を一層進めるべき課題であり、また、議会のバリアフリー化についても、「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定した本県議会として、絶え間なく取り組むべき重要な課題となっている。

そこで、これら、議会ＩＣＴ化及び議会のバリアフリー化についても、その位置付けを含め、県議会として、今後どのように推進していくべきか検討するよう、あわせて付議された。

これを受け、当会議では、これまでの本県議会における取組状況及び他の自治体の取組状況の確認や参考人から知見を聴取するなどして検討を行った結果、次のとおり結論を得たので報告する。

2 検討結果

(1) 危機的事象への対応について

議会基本条例は、県議会のあるべき姿を定めるものであるが、現行の条例には、大規模な災害等の緊急事態が発生したときの県議会の在り方については定めがない。緊急事態発生時には、初動時の状況把握や迅速な意思決定など、平時とは異なる対応が必要である。

緊急事態発生時においても県議会が二元代表制の機能を維持するためには、県議会としての対応に関する基本原則を議会基本条例に定めることは極めて重要と考える。

このため、議会基本条例に災害等への対応をしっかりと位置付け、条項を整備することが必要と考える。

また、この議会基本条例の位置づけのもとで、必要な対応や体制整備の詳細については、議会業務継続計画（B C P）において定めていくことが必要と考える。

なお、条例の改正の概要については、別紙のとおりである。

（2）議会ＩＣＴ化への対応について

コロナ禍においては、「新しい生活様式」が進められていることを踏まえると、オンライン会議の検討などの取組をはじめ、議会運営の効率化やB C Pの観点からも、ＩＣＴ化の一層の推進を図るべきである。

一層の推進を図るためにには、条例の中に条項を追加することが望ましいとも考えられるが、ＩＣＴ化の取組を推進することにより、条例に掲げられた県民への情報提供の実現などに十分つながると考えられることから、取組の一層の推進を図ることに重点を置くこととする。

（3）議会バリアフリー化への対応について

すべての県民が議会活動に参加できるよう、視聴覚障害者への配慮等、引き続き取組を進めていくべきである（議会基本条例第11条第1項第3号）。

また、視聴覚、肢体などに障害のある傍聴者、議員等に対して、音声文字化など、検討中の取組をはじめ、施設整備も含め、今後も一層の推進を図るべきである。

一層の推進を図るためにには、議会ＩＣＴ化への対応と同様に、条例化することも考えられるが、バリアフリー化の取組を推進することにより、条例に掲げられた県民参加の推進等につながると考えられることから、取組の一層の推進を図ることに重点を置くこととする。

3 今後の検討課題

上記のほか、次のような意見があった。これらの意見については、今後、当会議における、議会BCPの策定、オンライン会議の試行、バリアフリーの推進の検討にあたっての参考とする。

(1) 議会BCPについて

- ・ 県議会議員災害活動要綱と整合を図る必要がある。
- ・ 本会議場が使用できない場合の代替施設(場所)の検討が必要と考える。
- ・ 本会議場が被災し使用できない場合を想定し、本会議等の会議を県庁以外（代替施設、場所）で開催することを検討する必要がある。
- ・ 不測の事態が発生した場合に、会期中であるか否か等、発生状況に即した議会運営についての記載が必要と考える。
- ・ 情報を早期にかつ隨時、的確に把握し、共有するために特別委員会を機動的につくることを検討する必要があると考える。

(2) オンライン会議について

- ・ 議員用パソコンにZoomが導入されたが、オンライン会議については、Zoom以外のアプリケーションを活用する可能性もあると考えられるため、Zoomに限定せず、広く考えたほうが良い。
- ・ オンライン会議を行う場合の課題を整理し、どんな会議に活用できるか検討する（例：議会報告会）。

(3) 議会バリアフリーについて

- ・ 障害や高齢化などにより音声を聞き取りにくい傍聴者に向けた音声文字化については、早期に実施する。
- ・ 磁気ループの設置、活用を検討する。
- ・ 委員会等は、コロナ対策でマスク着用のもとでの質疑になっているが、音声がはっきり聞こえるよう、マイクを使用する等、補聴システムを検討する。

神奈川県議会基本条例の改正の概要について

1 条例改正について

大規模災害その他の緊急事態^(注)が発生した場合においても、二元代表制の一翼を担う議会が、その機能を喪失させることなく、適時、適切に対応を行うことが重要である。

昨今の台風、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の発生状況を考えれば、より迅速な判断や行動が必要な緊急事態発生時における県議会としての基本的な対応を、議会基本条例に定めておくことは極めて重要であることから、同条例に新たな規定を設ける。

(1) 条文について

県民の生命、身体若しくは財産に直接かつ重大な被害若しくは影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある緊急事態における、県議会としての対応に関する基本原則を規定する条文とする。

(2) 緊急事態における、県議会の対応（条文に規定する要素）について

- ・県議会として、状況の把握と調査を行うこと
- ・県議会としての役割を踏まえ必要な対応を行うこと

議決による県の意思決定、政策立案、国等への意見表明、知事等の行財政の運営状況の監視・評価、県民への説明など

神奈川県議会基本条例（第8条）「県議会の役割」

- ・これらの対応が迅速かつ的確に行えるよう、県議会として必要な体制を整備すること

〔 業務継続計画（B C P）の策定など 〕

(注) 神奈川県危機管理規則及び危機管理対処方針に規定する危機（県民の生命、身体若しくは財産に直接かつ重大な被害若しくは影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある緊急の事態）を想定。

2 条文案について

1を踏まえ「第3章 県議会（第7条～第10条）」の第11条に、次のとおり、規定する。

【案】

（大規模な災害その他の緊急事態への対応）

第11条 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

2 県議会は、前項の調査活動及び対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

（参考）神奈川県議会基本条例「第3章 県議会」（抜粋）

第7条（県議会の使命）、第8条（県議会の役割）、第9条（県議会の運営）、
第10条（県議会の機能強化等）

